

別表第1(第15条関係)

岸壁及び物揚場	<p>1 船舶(2から4までに該当する船舶を除く。)</p> <p>(1) 外航船舶</p> <p>ア 係留時間が1時間未満の場合 総トン数1トンにつき 3円35銭</p> <p>イ 係留時間が1時間以上2時間未満の場合 総トン数1トンにつき 6円80銭</p> <p>ウ 係留時間が2時間以上の場合 総トン数1トンにつき 10円5銭</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき総トン数1トン当たり6円70銭を加算する。</p> <p>(2) (1)以外の船舶</p> <p>ア 係留時間が1時間未満の場合 総トン数1トンにつき 3円51銭</p> <p>イ 係留時間が1時間以上2時間未満の場合 総トン数1トンにつき 7円14銭</p> <p>ウ 係留時間が2時間以上の場合 総トン数1トンにつき 10円55銭</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき総トン数1トン当たり7円3銭を加算する。</p> <p>2 機船又ははしけ(貨物の積卸しのため使用する場合に限る。)</p> <p>(1) 重量貨物 1トンにつき 14円7銭</p> <p>(2) 軽量貨物 1.133立方メートルにつき 14円7銭</p> <p>3 起重機船</p> <p>(1) 揚力が500トン未満のもの 1隻1日につき 2,474円</p> <p>(2) 揚力が500トン以上1,000トン未満のもの 1隻1日につき 3,540円</p> <p>(3) 揚力が1,000トン以上のもの 1隻1日につき 5,298円</p> <p>4 大型船舶用引船 1隻1日につき 726円</p>
ドルフィン	<p>1 外航船舶 係留時間が12時間につき</p> <p>(1) 総トン数が1,000トン未満のもの 4,040円</p>

ドルフィン	<p>(2) 総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの 8,080円</p> <p>(3) 総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの 12,110円</p> <p>(4) 総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの 18,190円</p> <p>(5) 総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの 30,300円</p> <p>(6) 総トン数が15,000トン以上のもの 36,350円</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、総トン数が1,000トン未満のものにあつては2,690円を、1,000トン以上3,000トン未満のものにあつては5,390円を、3,000トン以上5,000トン未満のものにあつては8,080円を、5,000トン以上10,000トン未満のものにあつては12,130円を、10,000トン以上15,000トン未満のものにあつては20,200円を、15,000トン以上のものにあつては24,240円を加算する。</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>係留時間が12時間につき</p> <p>(1) 総トン数が1,000トン未満のもの 4,240円</p> <p>(2) 総トン数が1,000トン以上3,000トン未満のもの 8,480円</p> <p>(3) 総トン数が3,000トン以上5,000トン未満のもの 12,710円</p> <p>(4) 総トン数が5,000トン以上10,000トン未満のもの 19,090円</p> <p>(5) 総トン数が10,000トン以上15,000トン未満のもの 31,810円</p> <p>(6) 総トン数が15,000トン以上のもの 38,160円</p> <p>ただし、係留時間が12時間を超えるときは、超過時間12時間につき、総トン数が1,000トン未満のものにあつては2,820円を、1,000トン以上3,000トン未満のものにあつては5,650円を、3,000トン以上5,000トン未満のものにあつては8,480円を、5,000トン以上10,000トン未満のものにあつては12,730円を、10,000トン以上15,000トン未満のものにあつては21,210円を、15,000トン以上のものにあつては25,450円を加算する。</p>
引船	<p>1 出力3,000馬力以上の引船を必要とする場合において、当該引船を使用する場合</p> <p>(1) 外航船舶に対して使用するとき。</p> <p>ア 引船料金</p> <p>(ア) 基本料金</p> <p>1隻1時間につき 101,700円</p> <p>ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超過時間30分につき50,850円を加算する。</p> <p>(イ) 割増料金</p> <p>a 時間外</p> <p>(a) 午後4時30分から午後9時30分まで及び午前6時30分から午前8時30分まで 基本料金の6割増し</p> <p>(b) 午後9時30分から翌日の午前6時30分まで 基本料金の12割増し</p>

引 船

ただし、使用時間が午後4時30分又は午前8時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金で計算し、(a)に係る使用時間30分につき30,510円を加算する。使用時間が午後9時30分又は午前6時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金の6割増しで計算し、(b)に係る使用時間30分につき30,510円を加算する。

- b 休日(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)

基本料金の2割増し

ただし、使用が休日と休日以外の日(以下「平日」という。)にわたるときは、基本料金で計算した金額に、休日に係る使用時間1時間までは20,340円を加算し、1時間を超えるときは超過時間30分につき10,170円を加算する。

- c 特別区域

(a) 一般防波堤外 基本料金の2割増し

(b) 荇藻, 鷹取及び須磨区域 基本料金の3割増し

(c) 港湾区域外 基本料金の5割増し

- d 荒天時(風速10メートル以上の時をいう。以下同じ。)

基本料金の5割増し

ただし、荒天時の割増料金は、荒天時を含む全使用時間に対し適用する。

- e aからdまでの場合の2以上に該当するときは、いずれかの規定による割増料金に、他の規定による割増料金のうちの割増分を合算する。

イ 警戒料金

1隻1時間につき 62,300円

- (2) 外航船舶以外の船舶に対して使用するとき。

ア 引船料金

(ア) 基本料金

1隻1時間につき 106,785円

ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超過時間30分につき53,392円50銭を加算する。

(イ) 割増料金

a 時間外

(a) 午後4時30分から午後9時30分まで及び午前6時30分から

午前8時30分まで 基本料金の6割増し

(b) 午後9時30分から翌日の午前6時30分まで

基本料金の12割増し

ただし、使用時間が午後4時30分又は午前8時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金で計算し、(a)に係る使用時間30分につき32,035円50銭を加算する。使用時間が午後9時30分又は午前6時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金の6割増しで計算し、(b)に係る使用時間30分につき32,035円50銭を加算する。

b 休日 基本料金の2割増し

ただし、使用が休日と平日にわたるときは、基本料金で計算した金額に、休日に係る使用時間1時間までは21,357円を加算し、1時間を超えるときは超過時間30分につき10,678円50銭を加算する。

c 特別区域

(a) 一般防波堤外 基本料金の2割増し

(b) 荇藻、鷹取及び須磨区域 基本料金の3割増し

(c) 港湾区域外 基本料金の5割増し

d 荒天時 基本料金の5割増し

ただし、荒天時の割増料金は、荒天時を含む全使用時間に対し適用する。

e aからdまでの場合の2以上に該当するときは、いずれかの規定による割増料金に、他の規定による割増料金のうちの割増分を合算する。

## 引 船

### イ 警戒料金

1隻1時間につき 65,415円

2 1の場合以外の場合において、引船を使用する場合

(1) 外航船舶に対して使用するとき。

### ア 引船料金

(ア) 基本料金

1隻1時間につき 81,700円

ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超過時間30分につき40,850円を加算する。

(イ) 割増料金

a 時間外

(a) 午後4時30分から午後9時30分まで及び午前6時30分から午前8時30分まで 基本料金の6割増し

(b) 午後9時30分から翌日の午前6時30分まで 基本料金の12割増し

ただし、使用時間が午後4時30分又は午前8時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金で計算し、(a)に係る使用時間30分につき24,510円を加算する。使用時間が午後9時30分又は午前6時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金の6割増しで計算し、(b)に係る使用時間30分につき24,510円を加算する。

引 船

b 休日 基本料金の2割増し

ただし、使用が休日と平日にわたるときは、基本料金の2割増しに、休日に係る使用時間1時間までは16,340円を加算し、1時間を超えるときは超過時間30分につき8,170円を加算する。

c 特別区域

(a) 一般防波堤外 基本料金の2割増し

(b) 荇藻, 鷹取及び須磨区域 基本料金の3割増し

(c) 港湾区域外 基本料金の5割増し

d 荒天時 基本料金の5割増し

ただし、荒天時の割増料金は、荒天時を含む全使用時間に対し適用する。

e aからdまでの場合の2以上に該当するときは、いずれかの規定による割増料金のうち、他の規定による割増料金のうちの割増分を合算する。

イ 警戒料金

1隻1時間につき 62,300円

(2) 外航船舶以外の船舶に対して使用するとき。

ア 引船料金

(ア) 基本料金

1隻1時間につき 85,785円

ただし、使用時間が1時間を超えるときは、超過時間30分につき42,892円50銭を加算する。

(イ) 割増料金

a 時間外

(a) 午後4時30分から午後9時30分まで及び午前6時30分から午前8時30分まで 基本料金の6割増し

(b) 午後9時30分から翌日の午前6時30分まで 基本料金の12割増し

ただし、使用時間が午後4時30分又は午前8時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金で計算し、(a)に係る使用時間30分につき25,735円50銭を加算する。使用時間が午後9時30分又は午前6時30分の前後にわたるときは、全使用時間を基本料金の6割増しで計算し、(b)に係る使用時間30分につき25,735円50銭を加算する。

b 休日 基本料金の2割増し

ただし、使用が休日と平日にわたるときは、基本料金の2割増しに、休日に係る使用時間1時間までは17,157円50銭を加算し、1時間を超えるときは超過時間30分につき8,578円50銭を加算する。

c 特別区域

引 船	<p>(a) 一般防波堤外 基本料金の2割増し</p> <p>(b) 荇藻, 鷹取及び須磨区域 基本料金の3割増し</p> <p>(c) 港湾区域外 基本料金の5割増し</p> <p>d 荒天時 基本料金の5割増し ただし, 荒天時の割増し料金は, 荒天時を含む全使用時間に対し適用する。</p> <p>e aからdまでの場合の2以上に該当するときは, いずれかの規定による割増料金に, 他の規定による割増料金のうちの割増分を合算する。</p> <p>イ 警戒料金 1隻1時間につき 65,415円</p>
コンテナ用電源	<p>1 縦が2.4メートル横が6.1メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。 1個24時間につき 3,675円</p> <p>2 縦が2.4メートル横が12.2メートル高さが2.4メートルのコンテナのため使用するとき。 1個24時間につき 5,513円</p>
上 屋 (重量物上屋, 化学 品上屋, 航空貨物 上屋及び青果物上 屋を除く。)	<p>1 一般使用 1平方メートル1日につき</p> <p>(1) 1級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 38円40銭 イ 多階建て2階 25円60銭</p> <p>(2) 2級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 34円40銭 イ 多階建て2階 22円93銭</p> <p>(3) 3級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 25円20銭 イ 多階建て2階 16円80銭</p> <p>(4) 4級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 23円10銭 イ 多階建て2階 15円23銭</p> <p>(5) 5級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 21円60銭 イ 多階建て2階 14円40銭</p> <p>(6) 6級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 18円47銭</p>

上 屋 (重量物上屋, 化学 品上屋, 航空貨物 上屋及び青果物上 屋を除く。)	イ 多階建て2階	12円30銭
	2 専用使用	
	1平方メートル1月につき	
	(1) 1級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	1,152円
	イ 多階建て2階	768円
	(2) 2級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	1,032円
	イ 多階建て2階	688円
	(3) 3級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	756円
	イ 多階建て2階	504円
	(4) 4級上屋	
	ア 平家建て又は多階建て1階	693円
イ 多階建て2階	457円	
(5) 5級上屋		
ア 平家建て又は多階建て1階	648円	
イ 多階建て2階	432円	
(6) 6級上屋		
ア 平家建て又は多階建て1階	554円	
イ 多階建て2階	369円	
3 占用使用		
1平方メートル1月につき		
屋上	99円75銭	
重量物上屋	1平方メートル1日につき	30円45銭
化学品上屋	1平方メートル1日につき	46円20銭
航空貨物上屋	1平方メートル1月につき	1,184円
青果物上屋	1月につき	
	1 T1上屋	8,075,550円
	2 T2上屋	4,734,450円
	3 T3上屋	15,773,450円
	4 U上屋	5,683,650円
荷役機械	1 固定式電動荷役機械	
	(1) 揚力2トンのももの	
	1基1月につき	17,430円

荷役機械	(2) 揚力40トンのもの 1基1月につき	605,850円
	2 ガントリー・クレーン	
	(1) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲40.0メートル以上のもの 1基30分につき	49,875円
	(2) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲37.0メートル以上40.0メートル未満のもの 1基30分につき	47,250円
	(3) 揚力30.5トン以上かつ海側横行範囲20.0メートル以上37.0メートル未満のもの 1基30分につき	42,998円
	(4) (1)から(3)までに定めるもの以外のもの 1基30分につき	31,500円
	3 重量物クレーン 1基30分につき	27,038円
荷さばき地, 野積場, ふ頭用地その他	1 一般使用	
	(1) (2)に定めるもの以外のもの 搬入の日から起算して, 貨物1トン又は1平方メートル1日につき	
	ア 1級地	11円97銭
	イ 2級地	10円97銭
	ウ 3級地	9円98銭
	エ 4級地	9円45銭
	オ 5級地	8円40銭
	(2) 化学品取扱所 1平方メートル1日につき	16円43銭
	2 専用使用 1平方メートル1月につき	
	(1) 1級地	359円
	(2) 2級地	296円
	(3) 3級地	240円
	(4) 4級地	227円
	(5) 5級地	202円
3 占用使用 1月につき		
(1) 電柱その他これに類するもの 1本につき	110円	
(2) 地下埋設物 ア 円管その他これに類するもの (ア) 直径30センチメートルまでのもの		

荷さばき地, 野積場, ふ頭用地その他	1メートルにつき	77円
	(イ) 直径30センチメートルを超えるもの	
	1メートルにつき	110円
	イ アに定めるもの以外のもの	
	1平方メートルにつき	220円
	(3) 架空工作物	
	ア 架空管その他これに類するもの	
	(ア) 直径30センチメートルまでのもの	
	1メートルにつき	38円
	(イ) 直径30センチメートルを超えるもの	
	1メートルにつき	55円
	イ アに定めるもの以外のもの	
	1平方メートルにつき	77円
	(4) 自動販売機等	
1件につき	1,050円	
(5) 作業用車両等置場		
1平方メートルにつき	473円	
(6) (1)から(5)までに定めるもの以外のもの		
1又は2の規定を準用する。		
旅客施設	1 事務室その他	
	1平方メートル1月につき	
	(1) (2)に定めるもの以外のもの	
	ア 事務室	
	(ア) 1級	1,449円
	(イ) 2級	1,050円
	イ その他	
	(ア) 1級	525円
	(イ) 2級	399円
	(2) 中突堤旅客ターミナル及び中突堤中央ターミナル	
	ア 事務室	2,310円
	イ その他	1,155円
	2 占用使用	
	(1) 店舗として使用するとき。	
1平方メートル1月につき		
ア イに定めるもの以外のもの		
(ア) 1級	1,586円	
(イ) 2級	1,386円	

旅客施設

(ウ) 3級	1,187円
イ 中突堤旅客ターミナル及び中突堤中央ターミナル	2,520円
(2) 広告のため使用するとき。	
面積1平方メートルまで1月につき	
ア 壁面	1,323円
ただし、面積1平方メートルを超えるものは、1平方メートル1月につき788円を加算する。	
イ 床面	3,297円
ただし、面積1平方メートルを超えるものは、1平方メートル1月につき1,985円を加算する。	
(3) 自動販売機等の物件を設置するとき。	
1件1月につき	1,050円
(4) 催物等のため使用するとき。	
1平方メートル1日につき	131円
3 駐車施設	
(1) ポートターミナル	
ア バス(道路交通法第3条に規定する大型自動車のうち人の運送の用に供するものをいう。以下同じ。)	
1台1回につき	2,000円
イ 普通自動車(道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)	
1台1時間につき	150円
ただし、1日につき900円を超える場合は、当該日の使用料は、900円とする。	
ウ 二輪車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同法第3条に規定する自動二輪車をいう。以下同じ。)	
1台1回につき	100円
(2) 中突堤(中突堤旅客ターミナルを除く。)	
ア バス	
1台1回につき	1,500円
ただし、駐車時間が2時間以上である場合は、当該駐車時間から2時間を減じて得た時間1時間につき500円を加算する。	
イ 普通自動車	
1台30分につき	200円
ウ 二輪車	
1台1回につき	100円
(3) 中突堤旅客ターミナル	
ア 普通自動車	

旅客施設	1台30分につき イ アに定めるもの以外のもの	200円
	1平方メートル1月につき	905円
旅客乗降用施設	1台24時間につき	33,075円
フェリー用 可動橋	1回につき	
	1 総トン数3,000トン未満の船舶	4,095円
	2 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶	7,875円
	3 総トン数5,000トン以上の船舶	9,818円
摩耶大橋	自動車(道路交通法第3条に規定する大型自動車, 普通自動車, 大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同法第2条第1項第11号に規定する軽車両を連結している同項第9号に規定する自動車であって, 当該自動車及び軽車両の車軸の合計が3以上のものをいう。以下同じ。) 1台1回につき, 午前8時から午後8時まで	100円
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は 摩耶ふ頭高羽大橋間 1区間自動車1台1回につき	100円
駐車場	1月につき	
	1 マイクロバス用駐車場 (1) 大型 1台につき	17,020円
	(2) 小型 1台につき	10,220円
	2 普通自動車用駐車場 1台につき	6,810円
	3 1及び2に定めるもの以外のもの 1平方メートルにつき	566円
事務室その他	1平方メートル1月につき	
	1 特級	1,428円
	2 1級	1,003円
	3 2級	719円
	4 3級	604円
貯木場及び運河	1 一般使用 搬入の日から起算して水面1平方メートル1日につき	
	(1) 60日まで	71銭
	(2) 61日以後	1円43銭
	2 専用使用 水面1平方メートル1月につき	23円55銭
緑地	1 占用使用	
	(1) 出店, 募金その他これらに類する行為をするとき。	

緑地	1平方メートル1日につき	158円
	(2) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影するとき。 1人1日につき	945円
	(3) 業として広告写真を撮影するとき。 1日につき	31,500円
	(4) 業として映画等を撮影するとき。 1日につき	63,000円
	(5) 興業, 競技会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため緑地の全部又は一部を占有するとき。 1平方メートル1日につき	12円60銭
	(6) 集会その他これに類する催しのため緑地の全部又は一部を占有するとき。 1平方メートル1日につき	4円20銭
	(7) 自動販売機を設置するとき。 1件1月につき	1,050円
	2 駐車施設(市長が定めるものに限る。)	
	(1) メリケンパーク ア バス 1台1回につき	1,500円
	ただし, 駐車時間が2時間以上である場合は, 当該駐車時間から2時間を減じて得た時間1時間につき500円を加算する。	
	イ 普通自動車 1台30分につき	200円
	(2) その他 1台1時間につき	150円
	廃棄物埋立護岸	廃棄物1トンにつき

#### 備考

- 1 港湾施設を目的外に使用するとき, この表の類似施設使用料の5割増しとする。
- 2 30分未満, 1時間未満, 12時間未満, 24時間未満, 1日未満, 1トン未満, 1.133立方メートル未満, 1平方メートル未満及び1メートル未満の端数は, それぞれ, 30分, 1時間, 12時間, 24時間, 1日, 1トン, 1.133立方メートル, 1平方メートル及び1メートルとして計算する。
- 3 1月を単位とするものの1月未満は, 日割計算による。この場合において, 1月は, 30日として計算する。
- 4 等級の定めのある港湾施設については, 等級は, 市長が定める。